

別添

## 山形県警察サイバー犯罪等対処能力検定実施要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、サイバー空間の脅威への対処に関する人的基盤の更なる強化を図る目的で実施するサイバー犯罪及びサイバー攻撃への対処（以下「サイバー犯罪等対処」という。）に関する能力についての検定（以下「能力検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 能力検定の実施

#### 1 能力検定の区分

実施する能力検定の区分は、初級及び中級とする。

#### 2 能力検定の実施

能力検定は、毎年度1回以上実施するものとする。

#### 3 能力検定内容及び合格基準

能力検定内容及び合格基準は、別表及び次の各号に定めるところによるものとする。

##### (1) 初級

検定時間60分の学科試験とする。

70%以上の成績であることをもって合格とする。

##### (2) 中級

一次試験を検定時間60分の学科試験とし、二次試験を検定時間60分の電子計算機利用による技能試験とする。

学科試験及び技能試験において、それぞれ70%以上の成績であることをもって合格とする。

#### 4 受検対象者

受検対象者は、次の各号に掲げる能力検定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 初級 全警察官及び希望する一般職員

(2) 中級 初級の能力検定に合格した者

#### 5 能力検定の手続き

所属長は、所属の職員に能力検定を受検させるときは、サイバー犯罪等対処能力検定受検申請書（別記様式第1号）により、生活安全部長に申請するものとする。

#### 6 特例合格

生活安全部長が、次の各号に掲げる能力検定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当する者と認めるときは、当該能力検定を行わずに、それぞれの級位の能力検定に合格したものとする。

##### (1) 初級

ア 生活安全部サイバー犯罪対策課（以下「サイバー犯罪対策課」という。）に通算1年以上在職し、かつ、サイバー犯罪等対処に必要な能力を有している者

イ 独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）が実施する基本情報技術者試験、応用情報技術者試験若しくは情報処理安全確保支援士試験に合格した者及びこれと同等以上の能力を有すると認められる者又は情報処理安全確保支援士資格の認定を受けた者（以下「情報処理安全確保支援士試験に合格した者等」という。）その他警察庁長官官房参事官（国際・サイバーセキュリティ対策調整担当）（以下「参事官」という。）が定める資格を取得している者であつて、サイバー犯罪等対処に関する基本的な要領を理解するために必要な知識及び技能を有すると認められる者

ウ 本県警察以外の都道府県警察及び皇宮警察本部が実施した初級の能力検定に合格した者

## (2) 中級

ア サイバー犯罪対策課に通算3年以上在職し、かつ、サイバー犯罪等対処に必要な専門的能力を有している者

イ IPAが実施する応用情報技術者試験又は情報処理安全確保支援士試験に合格した者等その他参事官が定める資格を取得している者であつて、サイバー犯罪等対処に従事するために必要な知識及び技能を有すると認められる者

ウ 本県警察以外の都道府県警察及び皇宮警察本部が実施した中級の能力検定に合格した者

## 7 学科試験の免除

生活安全部長は、前回の中級の能力検定において学科試験が合格基準に達した者については学科試験を免除することができる。

## 第3 合格者の決定

生活安全部長は、能力検定の合格者を決定したときは、サイバー犯罪等対処能力検定実施結果報告書（別記様式第2号）により、山形県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に報告するものとする。

## 第4 能力検定合格者の通知

生活安全部長は、当該能力検定合格者が属する所属の長及び警務部警務課長に対して、サイバー犯罪等対処能力検定合格通知書（別記様式第3号）により、能力検定合格者を通知するものとする。

## 第5 合格証書の交付

警察本部長は、能力検定に合格した者に対して、サイバー犯罪等対処能力検定合格証書（別記様式第4号）を作成し、当該能力検定合格者が属する所属の長を経由して当該能力検定合格者に交付するものとする。

## 第6 合格者管理簿の備付け

サイバー犯罪対策課に、サイバー犯罪等対処能力検定合格者管理簿（別記様式第5号）を備え付け、当該能力検定合格者の情報を管理するものとする。

## 第7 庶務

能力検定に関する庶務は、サイバー犯罪対策課において処理する。